平成２９年（フ）第３８号
京都府京丹後市大宮町河辺3526番地　大宮建材アパート
債務者　田中さつき
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第３４５９号
大阪市東淀川区東中島２―23―13オズレジデンス新大阪１Ａ、住民票上の住所京都市山科区西野左義長町25番地４　ブリリア京都山科102
債務者　前田陽一郎
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６２３号
大阪市西淀川区大和田３丁目９番17号　勝栄マンションパート５　301号室、前住所大阪市西淀川区大和田２丁目３番16号
債務者　加藤　康宏
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０４６号
大阪市北区天神橋８丁目５番６号　ママンマンション206号
債務者　廣瀬　章子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２３６号
大阪府東大阪市北鴻池町１番71号
債務者　佐藤真須美
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２４４号
大阪市東淀川区淡路１丁目26番４―404号
債務者　池上　正宗
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２６８号
大阪市此花区高見１丁目４番55―207号
債務者　瀧井　翔大
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３６６号
大阪市平野区喜連５丁目４番35号　シャルマンコーポサノ　203、前住所大阪市平野区喜連６丁目７番13号
債務者　平井　佐妃
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４１２号
大阪府枚方市宮之阪３丁目27番11号、前住所大阪府守口市大久保町５丁目52番６号
債務者　黒木　露子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５３６号
大阪府東大阪市足代３丁目２番27―506号、前住所大阪府東大阪市渋川町３丁目13番９号
債務者　西口　直昭
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６４５号
大阪府枚方市甲斐田町27番４号
債務者　中村　明彦
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６７３号
大阪市平野区長吉長原４丁目９番29号　301、前住所大阪市平野区加美東２丁目10番22号
債務者　平山　喜子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７１４号
大阪府豊中市螢池南町３丁目２番８―201号
債務者　迫田美由紀（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８８４号
大阪市天王寺区大道３丁目８番７―307号
債務者　上野登志子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８９０号
大阪府高槻市西町１番７号　ビレッジハウス西町４号棟204号、前住所大阪府高槻市富田町５丁目25番15号
債務者　服部静こと　ＹＡＮ　ＪＩＮＧ　閻静
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８９４号
大阪市港区田中２丁目14番20号
債務者　岩元　壽盛
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９０２号
大阪府茨木市上野町18番11号三和荘102号
債務者　松村　朋子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部